

行政職 3 級への昇任選考の個人別成績に係る情報の提供に関する要綱

制定 令和元年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪広域環境施設組合が実施する行政職 3 級への昇任選考の個人別成績に係る情報（以下「情報」という。）の提供について必要な事項を定め、受験者の利便に資するとともに、行政職 3 級への昇任選考等の信頼性を確保することを目的とする。

(対象となる採用試験等)

第 2 条 情報の提供は、大阪広域環境施設組合が実施する行政職 3 級への昇任選考について行う。

(対象となる者)

第 3 条 情報の提供は、大阪広域環境施設組合が実施する行政職 3 級への昇任選考の不合格者であって、情報の提供を申し出た者に対して行うことができる。

(提供する情報)

第 4 条 提供する情報は、行政職 3 級への昇任選考における順位、総合得点、その他選考要綱で別に定める情報とする。

(情報提供の申出)

第 5 条 情報の提供の申出（以下「申出」という。）は、所定の文書により、受験者本人が自ら申し出ることにより行うものとする。

(情報提供の方法)

第 6 条 前条に係る申出を行った者に対する情報の提供は、申出者が受験者本人であることを、身分を証明できる書類等により確認の上、選考結果票の送付により行うものとする。

(申出の期間)

第 7 条 第 5 条に係る申出を行うことのできる期間は、不合格となった当該選考の合格発表の日から 10 日間とする。

(実施細目)

第 8 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。